

令和元年生駒市農業委員会第5回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和元年5月13日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一
主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地利用集積計画書に対する意見聴取について
3. 農家台帳に登載されていることの証明について
4. 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
5. 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条の第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条の第1項第6号の規定による受理通知について

4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案及び位置図」
- 農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準について
- 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
- 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
- 農業委員会勤務実績報告書

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

- 4番 染岡 委員
- 5番 池田 委員
- 6番 有山 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」事務局からの説明を依頼。

○係員 [議案読み上げ]

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

近鉄学研奈良登美ヶ丘駅の西約500mのところに位置する鹿畑町地内の農地。

申請理由について

本農地は、急こう配であり、昨年夏の台風により地盤がゆるみ、土砂が崩れ、傾斜下の譲渡人の農地に影響があったことから、傾斜上側を所有する譲受人が、その復旧と今後の被害防除を目的に緊急で擁壁工事を行ったため、売買により取得することとなった次第。農地を守る用途であり、草刈りなど管理もきちんといわれている。

現地調査について

今月8日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.2～3の申請地の位置について

近鉄東山駅から西に約200mのところに位置する小平尾町内の農地2筆。

申請理由について

本農地は、周りに隣接する土地が譲受人の土地であることから、今般、譲受人に売却することになった次第。本農地を譲り受けた後、畑として利用することを予定している。

現地調査について

今月8日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

以上、これらの申請は農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 No.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。また近くの住宅に住む小さな子どもが急傾斜から転落しないようにとフェンスをつけ、安全対策に配慮している。
- 議長 No.2～3について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

- 議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」、事務局に説明を依頼。

- 補佐 〔議案読み上げ〕

農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農用地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際して農業委員会に意見を求める必要があるため議案としてあがってきたものである。本委員会での決定後、生駒市が同計画を公告することにより利用権設定等にかかる法的効力が発生する。

利用権を設定する農用地の位置について

西白庭台住宅の西約200m、隣接の四條畷市との行政界付近に位置する北田原町地区内の農地4筆。

申請理由について

使用借人は、平成23年度に平群町において認定新規就農者として営農をはじめ、生駒市でも平成25年3月から南田原町において、専業農家として主にイチゴの栽培・経営をしている。また、平成30年6月には本人からの申請を受け、生駒市が「農業経営改善計画」を認定して認定農業者となり、近年、店舗等からの出荷要請の増大もあることから、農地の拡大をしたいという次第。

要件について

営農する農地が20アール以上あるので下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上、本議案については農業経営基盤強化法第18条第3項に規定する要件に該当しており、使用貸借をすることに問題ないと考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」を「問題なし」で生駒市に回答することを宣言。

議案第3号「農家台帳に登載されていることの証明について」、事務局に説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

農家台帳に登載されていることの証明について

市街化調整区域内においては、新たに住宅等を建築することは、原則認められていないが、都市計画法第29条但し書きや同法34条の規定により、農家住宅や農業用倉庫等は、例外規定として認められている。農家住宅等の建築確認を始めとする各種申請に際しては、農家判定書いわゆる農家証明の添付が義務付けられている。農家判定書の発行は、生駒市内の案件の場合、奈良県郡山土木事務所で行うが、判定書発行の条件の一つとして営農をしている農地が10a以上あることが必要となる。10a以上営農をしているかについては、農業委員会でないといけない。農家判定書発行の申請書を土木事務所に提出する前に、農家台帳に登載されていることの証明願いが農業委員会に提出され、10a以上の営農をしているかどうかを確認のうえ、農業委員会が証明書を発行している。その後、申請者は、郡山土木事務所に農家判定書の発行願いを提出し、郡山土木事務所が農家判定書を発行している。

農家台帳に登載されていることの証明発行に際しては、担当農地利用最適化推進委員と事務局が現地確認の後、会長の専決で証明書を発行しているが、本議案については、先月の当委員会にて、農地に関する権利取得の承認をいただいたばかりであることから、「農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準」の規定により、新規

就農者で農地の権利取得後3年間が経過していない事案であり、「証明を発行することについてやむを得ない理由」があると思慮されることから、本委員会での審議をお願いするものである。

申請理由について

申請者は、高山町庄田地区内にある住宅を購入し、また先月の委員会で審議していただいたように、高山町大北地区内の農地を借り、果樹の栽培を始めたばかりであった。購入した住宅は新築ではなく中古であることから補修工事を始めたが、想像以上の補修が必要であり、建築基準法上の手続が必要となった。ところが本住宅は、元々農家住宅として建てられた物件が転売されたものであることが判明し、農家判定書が取得できなければ、建築基準法上の手続ができず、購入した住宅に住めなくなる事情があることから、農地に対する権利取得後3年間は経過していないが、「農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準」に規定する『止むを得ない理由』に該当するのではないかということで、本委員会での審議をお願いするものである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農家台帳に登載されていることの証明について」の承認と証明書の発行を宣言。

議案第4号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第5号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明を事務局に依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

○係員 〔内容の説明〕

○係員 審議について依頼。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 別紙様式2の「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」では平成30年度の新規実績が0.7ha、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者への参入促進」では30年度新規参入者が取得した農地面積が0.4haとなっているが、この0.3haの差は何か。

○係員 「担い手」の0.7haは認定新規就農者、認定農業者、適格化法人などが貸与を受けた農地面積である。「新たに農業経営を営もうとする者」の0.4haは担い手としての資格のない新規就農者が貸与を受けた農地面積である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、

議案第5号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の承認を宣言。
事務局に市ホームページによる公開と奈良県を通じて農林水産省への報告を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」
報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」
報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」
報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」
報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」
について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～46については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1の申請地の位置について

近鉄学研奈良登美ヶ丘駅の北約200mのところに位置する鹿畑町の農地2筆。

報告事項

青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴う農地転用。

報告事項

No.1の申請地の位置について

小明町交差点の西約200mのところに位置する小明町地内の農地。

報告事項

青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.2の申請地の位置について

近鉄菜畑駅の南南東約200mのところに位置する中菜畑2丁目地内の農地。

報告事項

譲受人の自宅用住宅の建築を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1及び3～4については、過去に農地転用手続きを行っていたが、地目変更登記を行っていない用地。

No.2については、市街化区域で数十年前から住宅の敷地になっていた農地。

今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないとの確認した上で、その旨を法務局に回答したことの報告。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

本報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用許可後に転用事業者から工事完了報告があったもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の説明を事務局に依頼。

○係員 「農業委員会勤務実績報告書について」を説明。

○議長 記載例の訂正・差し替えを事務局に指示。

意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○主幹 次回の日程について

定例会 6月11日（火）午後2時 401、402会議室

現地調査 6月7日（金）

前日6月6日（木）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時20分閉会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、令和元年生駒市農業委員会第5回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 染岡 政明

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 有山 兼吉
